

## 宇和島市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払制度実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費又は法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）の支給について、居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者（以下「被保険者」という。）が、住宅改修を施工する事業者（以下「事業者」という。）に住宅改修費の受給に係る権限を委任し、保険給付の現物給付化を可能とする制度（以下「受領委任払」という。）を実施することにより、被保険者の一時的な費用負担の軽減を図り、もって生活の安定に寄与することを目的とする。

### （対象者）

第2条 受領委任払の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 市が行う介護保険の被保険者であって、要介護又は要支援の認定を受けていること。
- （2） 介護保険料の滞納による保険給付の支払方法の変更又は保険給付額の減額等を受けていないこと。
- （3） 市民税非課税世帯員又は生活保護受給者（介護保険料区分が第1段階から第3段階までの被保険者）であること。
- （4） 住宅改修費の受領委任払について、事業者の同意が得られていること。
- （5） 病院、福祉施設等に入院中又は入所中でなく、かつ、居宅で介護を受けていること。

### （受領委任払取扱事業者の登録）

第3条 受領委任払取扱事業者の登録を受けようとする事業者は、受領委任払を取り扱う事業所ごとに、市とあらかじめ宇和島市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払に係る取扱合意書（様式第1号）を取り交わし、宇和島市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業者登録届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する届出を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、事業者の情報を登録し、宇和島市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業者登録通知書（様式第3号）により、事業者にその旨を通知するものとする。

### （変更の届出等）

第4条 前条第2項の規定により登録された事業者（以下「登録事業者」という。）は、事業所の名称、所在地その他の届出事項に変更があったときは、速やかに宇和島市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業者登録事項変更届出書（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

2 登録事業者は、住宅改修事業を廃止、休止、若しくは再開するとき又は登録を辞退するときは、速やかに宇和島市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業者廃止・休止・再開・辞退届出書（様式第5号）により、市長に届け出なければならない。

（登録内容の情報提供）

第5条 市長は、対象者に対して、登録事業者の名称、所在地等についての情報提供を行うものとする。なお、登録事業者とは、受領委任払を取り扱う事業者のことであり、市が登録事業者の工事の品質等を保証するものではない。

（登録の取消し）

第6条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録事業者の登録を取り消すことができる。

（1）対象者の求めにもかかわらず、正当な理由なく受領委任払の利用を拒否した場合

（2）この要綱に定める所定の手続を行わなかった場合

（3）登録事業者の責に帰すべき事由により、受領委任払により住宅改修費を支給しようとする対象者（以下「申請者」という。）の身体、財産等を傷つけた場合

（4）不正その他の手段により第3条第2項の規定による登録を受けた場合又は住宅改修費の請求を行った場合

（5）その他市長が登録を取り消す必要があると認められた場合

2 市長は、前項の規定により登録の取消しを行ったときは、宇和島市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業者登録取消通知書（様式第6号）により、当該取消しを行った事業者に通知するものとする。

（事前申請）

第7条 申請者は、受領委任払の適用を受けようとするときは、宇和島市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給事前申請書（受領委任払用）（様式第7号）及び宇和島市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払承認申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）住宅改修が必要な理由書

（2）工事見積書（工事費内訳書）

- ( 3 ) 住宅改修工事着工前の写真
- ( 4 ) 住宅改修箇所の見取図等(改修前・改修後の改修内容が分かるもの)
- ( 5 ) 申請者と住宅の所有者が異なる場合は、当該住宅改修を行うことについての所有者の承諾書
- ( 6 ) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに承認の可否を決定し、宇和島市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給仮決定(不支給)通知書(受領委任払用)(様式第9号)により、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により住宅改修費支給の仮決定を受けた申請者(以下「仮決定者」という。)は、仮決定を受けた住宅改修の内容に変更が生じた場合は、速やかに当該仮決定通知書を返還するとともに、変更後の内容により第1項に規定する事前申請手続を再度行わなければならない。

4 市長は、仮決定者が改修工事の完了までの間に第2条に規定する対象者に該当しなくなった場合は、住宅改修費支給の仮決定を取り消すものとする。

(自己負担)

第8条 仮決定者は、住宅改修に要した費用(保険給付の対象となる費用部分に限る。以下同じ。)の100分の10の額を自己負担しなければならない。

(請求)

第9条 仮決定者は、住宅改修を完了したときは、宇和島市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(受領委任払用)(様式第10号)に次に掲げる書類等を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 住宅改修に要した費用の100分の90の額を記載した請求書及び請求明細書

(2) 住宅改修に要した費用の100分の10の額が含まれた領収書

(3) 住宅改修工事完成後の写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(支給決定等)

第10条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、住宅改修費の支給の可否を決定し、仮決定者には宇和島市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給(不支給)決定通知書(受領委任払・被保険者用)(様式第11号)により、受領委任払の委任を受けた登録事業者(以下「受任事業者」という。)には宇和島市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給(不支給)決定通知書(受領委任払・登録事業者用)(様式第12号)により、それぞれ通知するものとする。

(費用の支払)

第11条 市長は、前条の規定により住宅改修費の支給を決定したときは、当該支給決定額を限度として、当該支給決定を受けた仮決定者（以下「決定者」という。）に代わり、受任事業者に対して住宅改修費を支払うものとする。

（返還）

第12条 市長は、決定者又は受任事業者が偽りその他不正の手段により住宅改修費を受給したことが判明した場合は、住宅改修費の支給決定の取消しを行い、当該取消しを受けた決定者又は受任事業者は、受給した住宅改修費を市長に返還しなければならない。

（受任事業者の責務）

第13条 受任事業者は、関係法令等を遵守するとともに、被保険者が居宅においてその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、その心身及び住宅の状況等を踏まえた適切な住宅改修及び相談を行うよう努めなければならない。

（苦情処理等）

第14条 受任事業者は、被保険者から住宅改修に関する苦情又は相談（以下「苦情等」という。）があった場合において、被保険者の状況を詳細に把握する必要があると認めるときは、被保険者を訪問し、状況の聞き取り等事情の確認を行うよう努めなければならない。

2 受任事業者は、苦情等に対して、被保険者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に対応するよう努めなければならない。

（秘密保持）

第15条 受任事業者は、職務上知り得た被保険者及びその家族その他の者（次項において「被保険者等」という。）の個人情報を保護するため、必要な措置を講じなければならない。

2 事業に携わる者は、被保険者等の身上に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、受領委任払の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。